

令和 5 年度

定期監査結果報告書

(第 2 号)

袋井市監査委員

目 次

第1	令和5年度 定期監査結果報告（第2号）	ページ
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の主な実施内容	1
5	監査の実施場所及び実施日	1
6	監査の結果	2
7	監査所見	3
	総務部 総務課	3
	総合健康センター 健康未来課（病院事業会計）	4
	保健予防課	4
	健康長寿課（介護保険特別会計）	4
	環境水道部 上下水道課（水道事業会計・下水道事業会計）	5
	都市建設部 都市計画課	6
	都市整備課	6
	土木防災課	7
	維持管理課	8
	教育部 教育企画課	8
	おいしい給食課、袋井・浅羽・中部学校給食センター	9
	子ども未来課	9
	育ちの森	10
	学校教育課	10
	生涯学習課、袋井・浅羽図書館	11
	出納室	11

第1 令和5年度 定期監査結果報告（第2号）

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

総務部（総務課）、総合健康センター（健康未来課、保健予防課、健康長寿課）、環境水道部（上下水道課）、都市建設部(都市計画課、都市整備課、土木防災課、維持管理課)、教育部(教育企画課、おいしい給食課、子ども未来課、育ちの森、学校教育課、生涯学習課)、出納室、監査委員事務局における令和5年11月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合规性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施場所	実施日	対象
監査室	令和6年1月9日	総合健康センター 保健予防課 総務部 総務課 都市建設部 都市計画課 都市建設部 都市整備課
	令和6年1月17日	教育部 生涯学習課、袋井・浅羽図書館 監査委員事務局 都市建設部 土木防災課 都市建設部 維持管理課

実施場所	実施日	対象
監査室	令和6年1月18日	教育部 おいしい給食課、袋井・浅羽・中部学校 給食センター 教育部 教育企画課 教育部 学校教育課
	令和6年1月22日	教育部 子ども未来課 教育部 育ちの森 総合健康センター 健康長寿課(介護保険特別会計)
	令和6年1月26日	環境水道部 上下水道課(水道事業会計、下水道事業会計) 総合健康センター 健康未来課(病院事業会計) 出納室

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度関係所属に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

職員の時間外勤務の状況は、前年と比較し減少傾向にあるが、昨年度と同様に他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）や業務繁忙期における時間外勤務が長時間となっている所属が見受けられた。また、職員の年次有給休暇取得については、徐々に取得日数は増加しているが、1年間に5日以上取得に対し、取得率が50%以下の所属が7所属あった。長時間労働は、労働に対する負荷を大きくし、疲労回復に必要な睡眠・休養時間を減少させることに繋がるため、疾病の危険性を高め、精神的な不調に影響を及ぼすこととなる。職員がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域、自己啓発等に係る個人の時間を持つことができ、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現ができるよう、時間外勤務削減と管理された勤務、繁忙期における流動的な職員内部応援体制、計画的な休暇取得の推進など、引き続き適切な対策に取り組まれない。

入札契約事務については、契約規則や入札・契約ガイドライン等に基づき事務処理が行われているが、1者随意契約の妥当性について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に適合する理由が適切であるか十分確認し、入札・契約を行うように周知・指導をされたい。

会計処理について、令和6年度から収納手数料及び振込手数料の有料化等による経費の増額が見込まれている。収納事務及び支払事務における手数料の削減対策を進めると

ともに、事務の効率化や負担の軽減を図られたい。伝票返戻においても、収納手数料及び振込手数料の削減に繋がるものであることから、伝票起票が更に正確な処理となるよう、今後も継続して、適正な会計処理の周知や指導、職員のスキルアップ、所属長等における正確なチェックや出納室における確実な審査により、正確な会計処理に努められたい。

7 監査所見

各所属における監査の所見は次のとおりである。（記載：行政組織順）

総務部 総務課

- 1 職員の時間外勤務の状況は、前年と比較し減少傾向にあるが、時間外勤務が長時間となっている所属が見受けられた。また、職員の年次有給休暇取得については、1年間に5日以上取得に対し、取得率が50%以下の所属が7所属あった。長時間労働は、職員の心身への負荷を大きくし、仕事への集中力や意欲を割き、ミスを誘発する等だけでなく、疾病や精神疾患等に係る危険性を高めることに繋がる。職員の仕事と生活の調和、ワークライフバランスの実現のため、時間外勤務の削減及び計画的な休暇の取得を促進し、引き続き、適正な労務管理の徹底、所属長・監督者への上限規制等についての周知や指導等、時間外勤務削減に向けた適切な対応に取り組まれない。

また、メンタルヘルスケアが必要な職員に対して、カウンセリング等相談のしやすい制度及び環境を整備するとともに、所属への適切な支援等の実施を行われたい。

- 2 職員採用にあたっては、前年度と同じく、4月実施のチャレンジ枠試験、6月実施の従来型試験、11月実施の追加募集試験の実施により職員確保に取り組んでいる。内定後は、情報提供や内定者交流会等を行い、内定辞退者の回避に努めたため、採用予定人数を確保できている。採用試験への応募者増加のため、試験実施方法や情報発信等の方策に努めるとともに、特に専門職員である土木技術員については、静岡理工科大学との連携等を検討し、引き続き、暫定再任用職員や役職定年職員の積極的かつ有効的な活用を行い、計画的に基づいた必要な職員数の確保に尽力されたい。

総合健康センター 健康未来課

- 1 総合健康センターについては、令和4年度から総合健康センター将来構想の策定に向け検討を開始した。総合健康センターの役割である保健・医療・介護・福祉における社会潮流や市民ニーズ及び総合健康センターの建物・施設設備の老朽化等の課題の解決に向けて、国の施策の方針や動向を注視し、関係機関との協議・調整を踏まえて、日本一健康文化都市を支える基盤である総合健康センターの将来構想の策定に努められたい。
- 2 健康づくり計画については、計画期間を令和6年度から令和17年度までの12年間とする第3次健康づくり計画の策定を行っている。静岡社会健康医学大学院大学からの助言や市民健康意識調査の結果等を踏まえた対策や取り組みにより、多様化する健康課題の解決を目指し、計画の策定に取り組まれたい。

総合健康センター 保健予防課

- 1 妊産婦支援事業については、妊婦が安心安全に出産し、育児ができるよう支援を行っており、産前産後ママ安心サポート事業が前年度より大幅な増加となっている。妊婦健診、乳幼児健診や予防接種等の機会を活用しながら、保健予防事業からの乳幼児家庭への支援に努められたい。
また、令和4年の改正児童福祉法により設置が努力義務化された「こども家庭センター」については、関係所属と連携し、体制整備の検討を進め、子育て世代への支援を継続されたい。
- 2 新型コロナワクチン接種事業については、集団接種会場やコールセンター等の運営を委託業務で行った。国庫支出金を伴う事業であるため、より一層、契約方法や内容、実績報告等についての確認を正確に行われたい。また、令和6年度以降は、定期接種化となることから円滑な移行に努められたい。

総合健康センター 健康長寿課

- 1 総合相談窓口では、相談支援コーディネーターを配置し、相談内容に応じて関係機関へ繋ぐ業務を行っている。相談や悩みがある人が気軽に相談できるよう、周知を行うと

ともに、相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応できる体制整備、対応する職員の資質や知識の向上とあわせ、関係機関との連携により、事業の推進を図られたい。

- 2 保健事業においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組事業として、骨折予防と高血圧予防に着目し、骨折や転倒予防、高血圧予防の健康教育を実施している。予防内容の啓発や無関心層への情報発信のため、通いの場等への情報発信を増加し、自立して生活ができる高齢者が一人でも多くなるよう予防事業に努められたい。

また、健康づくり推進員の自治会からの選出が廃止されるが、まちづくり協議会等との連携により、地域における健康づくりや介護予防の事業の展開を図られたい。

環境水道部 上下水道課

- 1 水道事業における懸案事項には、水道施設の老朽化や南海トラフ巨大地震に対する耐震化等災害対策のための施設の更新、工事資材や人件費高騰等による計画の遅延、技術者・技能者の確保や育成、将来における給水人口減少による水需要の減が上げられる。

市民にとって必要不可欠なライフラインである安全・安心な水道水の提供を継続するため、懸案事項を網羅した対応や対策を取ることができるとともに、経営基盤の強化と財源の確保に努められたい。

また、基幹管路耐震化事業においては、目標値を下回っていることから、確保した財源を効率的に有効活用し、事業の推進に尽力されるとともに、水道施設の更新並びに維持管理のため、水道施設に関する知識や経験のある技術者・技能者の確保に努められたい。

- 2 下水・汚水処理事業については、公共用水域の水質保全と生活環境の向上のため、下水道管路整備や処理場の整備及び維持管理事業、合併処理浄化槽の普及促進に係る事業を行っている。下水道基本構想に基づく整備を実施するため、補助金制度を含めた財源確保を確実にを行うとともに、下水汚泥の有効活用などの先進的な取り組みについては、国や他の地方自治体の情報収集に努められたい。

また、合併処理浄化槽の普及促進については、前年度と同様に維持管理費補助金の未申請者が約3割程度あることから、引き続き、制度周知や未申請者への勧奨等により申請率の向上に努められたい。

都市建設部 都市計画課

- 1 森町袋井インター通り線整備事業については、「都市計画道路 森町袋井インター通り線の整備方針に関する覚書」に基づいて事業を行っている。事業箇所には、農地や用排水路等の農業用施設があることから、営農者にとって、農業を行うために必要な環境が確保されるよう配慮するとともに、県・市・町の連携や協力により、地権者・地元住民等との情報共有や理解をいただきながら事業促進に努められたい。
- 2 空き家対策については、空き家の発生防止、解体や所有者の適正管理促進等について支援や相談業務を実施している。令和3年度実施の所有者意向調査から約8割の所有者が解体や活用予定のない状況となっている。空き家は私有財産であり、所有者の意識や考え方が大きく作用することから、所有者の悩みや相談に適切に対応しつつ、市の支援制度の周知啓発などにより、良好な環境保全と活力の創出につなげることを目指し事業に取り組まれたい。

また、令和6年能登半島地震が発生し、耐震補強に関心が高くなっている。本市の耐震化率の残り4%について、建物所有者に必要性や補助制度を説明し、耐震補強の促進に努められたい。

都市建設部 都市整備課

- 1 道路新設改良事業では、幹線道路整備は、袋井市みちプログラムに基づき実施し、生活道路整備は、地元要望路線に対して「協働によるみちづくり事業」を取り入れて事業を行っている。

幹線道路整備については、今後、道路ストックの維持管理・更新費用の増大が見込まれる中、新設改良の事業費確保が厳しくなっている。国庫補助金等の財源の確保に努められるとともに、事業着手の順位や効率的・効果的な予算配分等について検討されたい。

また、生活道路整備については、地元からの要望について対応しているが、地域における様々な課題について調整を取りつつ、丁寧に進められている。市における一定の基準を示しつつ、一層市民に寄り添った丁寧な対応による効率的・効果的な3級市道整備の推進に努められたい。

2 大門沿道整備土地区画整理事業については、令和8年度の都市計画道路田端宝野線の供用開始を目指して事業を進めている。計画期間に完了するためには、地権者等の理解や協力が必要である。事業施行にあたっては、街路施行者である静岡県と密に連携され、事業計画に沿って事業の遂行に尽力されたい。

また、袋井駅南都市拠点土地区画整理事業については、令和10年度までを事業期間として、当面は、駅南循環線の全線開通と大規模保留地売却の早期実現に取り組まれている。住宅密集地が含まれることもあり、関係住民から理解や協力をいただくため、丁寧な説明をするとともに、建物移転等の補償による事業費の増加があることから、国庫支出金等の財源確保を確実に行われたい。

都市建設部 土木防災課

1 治水対策事業については、大雨時における洪水被害の防止と浸水常襲地区の被害軽減のため、河川、排水路の改修や雨水貯留施設などの整備事業を実施している。

河川、排水路の改修は、費用と時間がかかることから、速やかな事業遂行となるよう、国・県からの財源の確保や流域市町や河川管理者との連携及び協力により、計画的に事業を進められたい。

また、雨水貯留施設は、近年の気象状況の変化に対応すべく、流域治水の観点から学校の校庭や公園、水田貯留、田んぼダムの取組を進めていることから、市民生活の安全を確保するため、関係者と連携し治水対策に努められたい。

2 道路舗装予防保全補修事業については、舗装維持修繕計画に基づき、重点管理道路の舗装について維持管理を行っている。舗装の老朽化や大型車両の増加により損傷箇所が多いことから、パトロール等により劣化箇所を把握、把握した路線について計画的に補修を進められたい。

また、橋梁については橋梁長寿命化計画に基づき維持管理をしているが、今後、老朽化の進行により、補修や更新、維持管理等に多額の費用が見込まれる。定期的な点検や適切な維持管理を行うとともに、新技術の導入や先進的な事例の情報収集、補修・更新の計画的な実施、国庫補助事業等の財源確保等に努められたい。

都市建設部 維持管理課

- 1 道路、河川、海岸及び公園の愛護活動を支援している。特に、河川愛護活動では、高齢化や経験者の減少等により負担感がある。河川愛護活動について、各自治会から意見聴取をしていることから、その意見の分析から自治会の負担軽減に繋がるよう、事業検討を進められたい。また、河川愛護活動では、作業に使用する草刈り機等の操作や作業における安全指導が必要である。安全に愛護活動に取り組むことができるよう、保険への加入や安全講習会、安全管理の指導などにより事故の未然防止に努められたい。
- 2 道路橋梁及び河川・排水路維持管理については、道路パトロールなどにより管理者での視点による対応や、自治会からの要望を踏まえて対応をしている。要望事項については、緊急性や優先順位を考慮し、自治会と協議されて進めているが、全ての要望に対応できていないことから、自治会との協議の際には、決定基準等を丁寧に説明し理解をいただくとともに、1件でも多く、より良い環境が整備されるよう、尽力されたい。

教育部 教育企画課

- 1 小中学校においては、学習アプリの更新にあたり、児童生徒の主体的で個別最適な学びの促進のため、学習効果の見込まれるAI学習アプリの導入検討を行っている。児童・生徒にとって使用しやすく、学力や学習意欲の向上に繋がるような、アプリの導入を円滑に進められたい。また、教員全員が授業においてアプリを積極的に活用できるよう、先進事例や活用事例の共有化及び研究授業の公開などにより、活用方法の認識を広められたい。
- 2 市内小中学校施設では、教育施設の環境改善のため、トイレ洋式化を令和9年度まで、バリアフリー化を令和7年度まで、照明器具のLED化を令和6年度までの事業期間として実施している。近年の資材価格の高騰や施工業者における労働環境改善により、事業費の増額、人材・資材の不足による工期の遅延等が懸念されるため、工事費等に関する情報収集に努め、早期発注、早期着手により、計画期間での整備完了に努められたい。

教育部 おいしい給食課、袋井・浅羽・中部学校給食センター

- 1 令和5年8月に『日本一みらいにつながる給食』アクションプランを策定し、地産地消の取り組みを維持しながら、安心・安全でおいしい給食を提供することを実現するために事業に取り組んでいる。本市の取組は、全国的に優良事例であることから、日本一の学校給食を目指し、現在までの取組を維持、継続するとともに、地産地消と食育教育の充実や食品ロスの解消と循環型社会構築への検討などの事業を推進されたい。
- 2 給食費徴収業務については、令和4年度から保護者からの直接徴収となっており、口座振替のための口座登録率は99.4%、徴収率98.7%、前年度同時期の率よりも増加し、順調な徴収業務を行っている。今後も、引き続き、口座振替を促進し、学校関係者の理解と協力により給食費徴収率向上に努められたい。

なお、給食数管理システムと収納システムが統一されていないため、煩雑になっている徴収業務事務に留意され、将来の徴収業務におけるシステム一体化の検討や給食費無償化などについての情報収集、研究を進められたい。

教育部 子ども未来課

- 1 放課後児童クラブ運営事業については、児童の自主性や社会性の向上を図るとともに、児童の健全な育成に努めている。本年度は民間業者への委託により2クラブ増加しているが、保育ニーズの高まりにより需要は増加することが見込まれる。需要の見込みにあわせた定員拡大、学校施設の有効活用等による児童の受け入れ施設及び施設運営への支援等に取り組むとともに、学校等の関係所属と連携した適切な運営に努められたい。特に、支援員等の人材確保については、安定した雇用を図り、クラブ運営が円滑に行われるように尽力されたい。
- 2 保育事業については、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化などにより保育ニーズは継続して上昇傾向にある一方で、幼稚園離れが進んでいる。

乳幼児保育事業については、公立こども園保育部の定員拡大等により令和5年4月1日現在も待機児童ゼロであった。引き続き待機児童ゼロが継続するよう努められたい。

幼児教育・保育事業については、公立幼稚園への入園率が年々減少傾向にあることか

ら、社会的ニーズを踏まえ、潜在的待機児童の解消や幼小中一貫教育の推進を含有して将来の幼稚園の在り方について検討をされたい。

教育部 育ちの森

- 1 子ども支援トータルサポート事業では、子どもや保護者、関係機関を対象として、子ども一人ひとりのニーズに応じた総合的、継続的な相談支援を行っている。事業を有効的に行い、子ども一人ひとりと向き合い寄り添うためには、専門相談員の資質向上、専門医師への連携体制の整備、専門医師との連携強化を図るとともに、園や学校と連携しながら、子どもや保護者に寄り添った丁寧な相談支援を実施されたい。
- 2 児童発達支援事業では、学齢期前の児童が幼稚園や保育園等に通いながら療育を利用する並行通園等の支援や相談を実施している。子どもの個々の発達の状態に応じた療育を提供するため、担当する保育士のスキルを向上し、子どもの成長や発達の状況に寄り添い支援する職員の確保に努め、家族とともに支援を必要とする児童個々の発達特性に合わせた支援をされたい。

教育部 学校教育課

- 1 英語力向上推進事業では、英語で会話する機会や自分自身の英語力を試す機会を充実させ、日常の外国語学習と関連付けて実施することで、児童生徒の英語を使ったコミュニケーション力を育成することを目的とし、ALTの活用による外国語の授業改善、英検チャレンジの実施、イングリッシュ・デイキャンプの実施に取り組んでいる。英語に興味を持ち、英語学習への意欲や関心を高め、英語を使ったコミュニケーションの楽しさを実感できるように教育内容を工夫され、目標である中学校卒業時に英検3級程度の英語力を有する生徒40%を目指した事業展開に努められたい。
- 2 部活動地域移行推進事業については、令和2年のスポーツ庁方針から始まり、令和5年度から段階的に地域への移行となっていることから、学校や地域指導者との協議により、各学校・各部活動の状況にあわせた移行を行われたい。
また、事業の推進にあたっては、関係所属や地域のスポーツ関係団体等との連携・協力により、部活動指導員等の人材確保や子どもたちが専門的な指導を受け、継続して充実した部活動を実践できる体制の整備等に努められたい。

教育部 生涯学習課、袋井・浅羽図書館

- 1 青少年健全育成事業は、心豊かな青少年の育成と青少年の非行防止を目的として、学習会・研修会や補導活動、啓発事業等を行っている。SNSやインターネット等の利用により、青少年が犯罪等に関わることもあるが、スマートフォン等の利用は、メリットとデメリットの両方が存在していることから、メディアリテラシーが正しく身に付くよう支援を継続されたい。また、青少年健全育成事業にあたっては、関係機関や地域と連携した事業の実施や環境づくりを行われたい。
- 2 浅羽支所利活用事業（(仮称)袋井市子ども交流館あそびの杜整備事業）については、本年度基本計画を策定されている。本事業に伴い、市民サービス課、社会福祉協議会、シルバー人材センター等の移設が必要となるが、浅羽支所の保有する行政機能や災害時における拠点機能が損なわないように配慮されたい。また、建物の老朽化対策や物価高騰による整備費用の増加により、事業費がさらに増加となる可能性が高いことから、整備内容を検証し経費削減に努めるとともに、事業実施のための財源の確保に努められたい。
- 3 袋井市子ども読書活動推進計画(第4次)に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組み、学校図書館や商業施設等における読み聞かせや青空図書館等を実施している。家庭で本に親しむ子どもの割合は減少傾向であることから、子どもが気軽に本に親しむ機会創出のため、タブレットの活用や市立図書館と学校図書館システムの連携、電子図書館の導入などを検討されている。子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備や読書機会の提供、読書活動の啓発などに取り組まれたい。

出納室

- 1 令和6年度から公金収納事務における収納手数料及び公金振込事務における振込手数料について増額や有料化が見込まれている。増額する経費削減のため、公金収納事務及び公金振込事務について、正確な会計処理への的確な指導を徹底されるとともに、口座振替や電子納付の推進等による両手数料の最も経済的な処理方法を検討し、経費の削減に努められたい。
- 2 近頃の金融・経済状況においては、マイナス金利政策の解除やイールドカーブ・コン

トロールの変更等が話題になっている。本市においても、影響のある政策であることから、動向を注視しながら情報収集を行い、支払資金や基金の運用にあたっては、現在ある資金管理運用方針に沿って行いつつ、将来に備えて、資金調達方針、基金運用方針等を検討し、適切に対応されたい。